

# みんなを守る

# 119

## 古い扇風機にご注意!

扇風機は、比較的構造が簡単で、家庭用品の中でも長期間使用されることが多い、家電製品です。このため、20〜30年前に製造されたものが、今でも現役で稼働していることも少なくありません。

しかし、これまでに全国各地で古い扇風機による火災が発生していることが報告されています。この出火原因としては、モーターやコンデンサ、コードなどが長年の使用により劣化やスパークしたことが考えられます。

### ▼扇風機の異常信号

- ・スイッチを入れても羽根が回転しない、または、なかなか回転しない。
- ・羽根が回っても異常に回転が遅い、または、安定していない。
- ・回転するときに異常な音や振動がある。
- ・モーター部分が異常に熱い、または焦げくさい臭いがする。
- ・電源コードに触れたり、折り曲げると電気が入ったり切れたりする。



このような症状が発生した場合は、使用を中止して直ちに電源プラグを抜き、販売店やメーカーなどにご相談ください。

## 水の事故や山の事故に遭わないために

梅雨が明け、夏本番となると海や山での楽しい行楽シーズンを迎えます。しかし、粕屋南部消防本部管内でも、毎年、水の事故や山の事故が発生しています。事故に遭わないように次のことに注意しましょう。

### ▼水の事故対策

- ・泳ぐ前には必ず準備運動をする。
- ・飲酒後や体調がすぐれない時は遊泳を行わない。
- ・海や河川などの自然環境の中では、常に気象状況に注意を払い、天候の変化に応じて中止するといった判断も必要。



### ▼山の事故対策

- ・ゆとりのある計画を立て、早めの下山を心がける。
- ・山の天気は非常に変わりやすいので、天気が悪くなったり体調が優れないときは無理をせず引き返す。

## 平成20年度危険物取扱者保安講習

▼受講対象者 現在、危険物製造所などで危険物の取扱作業に従事している人

・免状の交付を受けた日から3年以内(免状表の交付日を確

認してください。平成16年以前に交付を受けた人は、受講対象者です。

・前回の講習を受けた日から3年以内(免状裏の受講歴を確認してください。平成17年以降、講習を受けていない人は受講対象者です。)

・取扱作業から離れていたため、前項の期間を越えている場合は、再び従事した日から1年以内

※福岡会場以外(久留米・北九州・大牟田・飯塚・豊前)での受講については問い合わせください。

### ▼受付

- ・郵送受付 8月1日(金)〜15日(金)
- ・開催地受け付け 8月20日(水)〜21日(木)

※受講申請書は、粕屋南部消防本部、南部消防署および中部消防署にあります。

## 平成20年度甲種防火管理再講習

▼日時 8月22日(金) 9時〜12時

▼場所 粕屋南部消防本部

▼受付 7月28日(月)〜8月15日(金) 8時30分〜17時(土日を除く)

▼受講料 2,000円(テキスト代含む)

▼対象者 不特定多数の人が出入りする、収容人員300人以上の建物の甲種防火管理者で、甲種防火管理取得時期が平成16年3月31日以前の方が今年度の対象です(甲種防火対象物の防火管理者は5年に1度の再講習が義務付けられました。)

## 平成20年度の介護保険料が

## 決定しました

介護保険第1号被保険者(65歳以上)の、平成20年度の介護保険料が決定しました。これに伴い、この決定通知書を8月上旬に郵送します。

保険料は、平成19年中の所得などに応じて算定されています。ご本人や世帯の、市町村民税の課税状況や所得などに変動がある場合は、昨年度の所得段階と変わることがあります。

また、平成18年度から同20年度は税制改正に伴う緩和措置として一定要件を満たす人について保険料を一部軽減しています(激変緩和措置)。その軽減割合が、同19年度と比べて変更になっていますので、対象の人は所得段階が同じでも保険料が昨年度と変更になっています。

介護保険制度は、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担額が、変更になるなどの制限(給付制限)があります。介護保険制度は、みなさんが納付する保険料で成り立つ制度です。保険料の納付についてご理解とご協力を願います。



ご注意ください!!

介護保険や福祉関係者を名乗る詐欺事件が多発しています。

「介護保険料が未納と称して現金を払わせろ」  
「家に勝手に上がり込み、隙を見て室内やカバンなどを物色し現金を盗み取る」

などの手口が報告されています。市町村役場や広域連合が、認定調査や保険料徴収で訪問するときには、身分証明証を持参してください。必ず確認してください。また、**介護保険の更新(保険証の切り替え)に手数料はいりません。**

不審に思われた場合は、

- 「自宅内に入れない」
- 「市町村役場に連絡する」
- 「その場で現金を支払わない」
- 「なごってください」。

### ▼問合せ先

福岡県介護保険広域連合  
(事業課資格管理係)  
☎6433・7055

## 7月 わくわくデイサロン 8月

65歳以上 男女とも募集しています 初めての方大歓迎!

16日(水)  
陶芸(定員25人まで)  
講師 陶芸 光安 逸子 先生  
自己負担金 500円



1日(金)  
さくらアート  
講師 福祉課スタッフ  
自己負担金 500円



18日(金)  
楽楽手工芸  
講師 福祉課スタッフ  
自己負担金 300円



6日(水)  
ケアビクス  
講師 林崎万里子 先生  
自己負担金 300円



23日(水)  
ハンドベルと懐かしい唱歌  
講師 高間美奈湖 先生  
自己負担金 300円



8日(金)  
お楽しみゲーム  
講師 合屋三千代 先生  
自己負担金 300円



25日(金)  
癒し・機能リハ&知能リハ  
講師 福祉課スタッフ  
自己負担金 200円



30日(水)  
フラワーアレンジメント  
講師 福祉課スタッフ  
自己負担金 500円



- 申込資格 65歳以上で町内に住所を有する人
- 開催日時 水・金曜日の朝(10:00〜12:00)
- 場 所 ボランティアセンター1階
- 定 員 30人 ※予約が必要です。
- 申込み・問合せ先 役場福祉課 ☎932-1151(内線126)